

第2章 水質汚濁

第1節 水質汚濁の現況

1 健康項目（カドミウム、シアン、有機リン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCB）

健康項目について13河川（千代川水系、天神川水系、日野川水系、旧加茂川、新加茂川、蒲生川、塩見川、河内川、勝部川、由良川、加勢蛇川、阿弥陀川、佐陀川）102地点1,810検体、4湖沼（湖山池、東郷湖、多鯨池、中海）15地点315検体並びに2海域（美保湾、日本海沿岸）13地点189検体、合計130地点2,314検体の調査を行なった。

測定結果では、鉛276検体中1検体が環境基準を超えた以外は、すべての項目が環境基準に適合していた。環境基準を超えた鉛1検体（昭和53年9月14日017ppm、環境基準0.1ppm）は、蒲生川水系の鉾山川地点で、この原因は鉾山川上流の旧岩美鉾山の排水によるものと考えられる。

2 生活環境項目

(1) 概要

主要河川・湖沼及び海域の水質汚濁について、生活環境項目の代表的指標であるBOD又はCODの年平均値（河川についてはBOD、湖沼・海域についてはCOD）で示せば次のとおりである。

河川・1級河川（千代川・天神川・日野川）については、おおむね下流部は類型A（BOD 2ppm以下）、上流部は類型AA（BOD 1ppm以下）で清浄である。

2級河川（蒲生川・塩見川・河内川・勝部川・由良川・加勢蛇川・阿弥陀川及び佐陀川）は河内川（BOD 1.2～4.1ppm類型相当A～C）、勝部川（BOD 1.5～2.4ppm類型相当A～B）、由良川（BOD 1.1～3.0ppm類型相当A～B）を除く河川については水質（類型相当AA～A）は清浄である。

都市河川（旧袋川・玉川及び旧加茂川）については、旧袋川は4.0～6.8ppm、玉川は0.9～2.9ppm、旧加茂川は1.7～4.2ppmである。これを河川の年平均値でみると旧袋川4.7ppm（河川類型C相当）、玉川1.2ppm（河川類型Eより悪い）旧加茂川2.6ppm（河川類型Eより悪い）と、水質は汚濁している。

湖沼 湖沼（湖山池・東郷池・多鯨池及び中海）については、湖山池は7.3～9.4ppm（湖沼類型C～Cより悪い）、東郷池は6.3～6.7ppm（湖沼類型C相当）、多鯨池4.1～4.3ppm（湖沼類型B相当）、中海は3.6～5.4ppm（湖沼類型B～C）の水質である。

海域 海域（美保湾及び日本海沿岸海域）については、美保湾は1.5～2.0ppm（海域類型A相当）日本海沿岸海域は0.8～1.2ppm（海域類型A相当）と水質は清浄である。

表 4 3 生活環境基準項目のうちBOD又はCODの概要

水 域 名	地 点 名	B O D (ppm)	環境基準の水域類型	水域類型の相当
(河 川)				
(1級河川)				
千代川水系				
千 代 川	賀 露	2.3	A	B
	行 徳	1.3	A	A
	源 太 橋	0.8	A A	A A
	稲 常	0.7	A A	A A
	佐 貫	0.6	A A	A A
	市 瀬	1.2	A A	A
	毛 谷	0.7	A A	A A
八 東 川	米 岡	0.9	—	A A
	万 代 寺	0.8	—	A A
	岸 野	0.7	—	A A
私 都 川	下 門 尾	1.9	—	A
佐 治 川	別 府	0.9	—	A A
天神川水系				
天 神 川	田 後	1.4	A	A
	小 田	2.0	A	A
	大 原	0.7	A A	A A
	今 泉	0.5	A A	A A
	穴 鴨	0.7	A A	A A
小 鴨 川	巖 城	0.9	—	A A
	河 原 町	0.6	—	A A
	関 金	0.7	—	A A
	今 西	0.7	—	A A
三 徳 川	横 手	1.3	—	A
	片 柴	0.7	—	A
加 茂 川	森	0.7	—	A A
日野川水系				
日 野 川	皆 生	0.9	A	A A
	車 尾	1.1	A	A
	八 幡	0.7	A A	A A
	溝 口	0.6	A A	A A
	武 庫	0.7	A A	A A
	下 榎	0.6	A A	A A
	生 山	0.7	A A	A A
	矢 戸	0.5	A A	A A
法 勝 寺 川	福 市	0.9	—	A A
	法 勝 寺	0.7	—	A A
板 井 原 川	高 尾	0.6	—	A A

水 域 名	地 点 名	B O D (ppm)	環境基準の水域類型	水域類型の相当
(2級河川)				
蒲 生 川	3 地 点	1.3 ~ 1.8	—	A
塩 見 川	〃	1.6 ~ 2.0	—	A
河 内 川	〃	1.2 ~ 4.1	—	A~C
勝 部 川	〃	1.5 ~ 2.4	—	A~B
由 良 川	〃	1.1 ~ 3.0	—	A~B
加 勢 蛇 川	〃	0.6	—	A A
阿 弥 陀 川	〃	1.0 ~ 1.2	—	AA~A
佐 陀 川	〃	1.2 ~ 1.6	—	A
(都市河川)				
旧 袋 川	弁 天 橋	4.5	—	C
	出 合 橋	4.4	—	C
玉 川	巖 城	6.1	—	D
	西 仲 町	2.9	—	Eより悪い
旧 加 茂 川	灘 町 橋	1.7	—	Eより悪い
	旭 橋	2.1	—	Eより悪い

水 域 名	地 点 名	C O D (ppm)	環境基準の水域類型	水域類型の相当
(湖 沼)				
湖 山 池	4 地 点	7.3 ~ 9.4	A	C~Cより悪い
東 郷 池	4 地 点	6.3 ~ 6.7	A	C
多 鯨 池	3 地 点	4.1 ~ 4.3	—	B
中 海	4 地 点	3.6 ~ 5.4	A	B~C
(海 域)				
美 保 湾	7 地 点	1.5 ~ 2.0	A	A
	1 地 点	1.7	B	A
日本海沿岸	8 地 点	0.8 ~ 1.2	A	A
海水浴場	20 地 点	0.7 ~ 1.7	A	A

(注) BOD、COD値は各測定点の平均値である。

表 4 4 生活環境に係る環境基準

1 河 川

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (PH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 ppm 以下	25 ppm 以下	7.5 ppm 以上	50MPN /100ml 以下	別に閣議決定により水域類型ごとに指定する水域。
A	水道 2 級 水道 1 級 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 ppm 以下	25 ppm 以下	7.5 ppm 以上	1000MPN /100ml 以下	
B	水道 3 級 水道 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 ppm 以下	25 ppm 以下	5 ppm 以上	5000MPN /100 ml 以下	
C	工業用水 3 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 ppm 以下	50 ppm 以下	5 ppm 以上	—	
D	工業用水 2 級 農業用水 1 級 及び E の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 ppm 以下	100 ppm 以下	2 ppm 以上	—	
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 ppm 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 ppm 以上	—	

2 湖 沼

(天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上の人工湖)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (PH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道 1 級 水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 ppm 以下	1 ppm 以下	7.5 ppm 以上	50MPN /100ml 以下	別に閣議決定により水域類型ごとに指定する水域。
A	水道 2 級 水道 3 級 水道 2 級 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 ppm 以下	5 ppm 以下	7.5 ppm 以上	1000MPN /100ml 以下	
B	工業用水 3 級 農業用水 1 級 及び C の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 ppm 以下	15 ppm 以下	5 ppm 以上	—	
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 ppm 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 ppm 以上	—	

- (注) 1. 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 “ 2 級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

- 水道 3級 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水道 1級 ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 〃 2級 サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域（貧栄養湖型）の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 〃 3級 コイ、フナ等、 β -中腐水性水域（富栄養湖型）の水産生物用
4. 工業用水 1級 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 〃 2級 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 〃 3級 特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

3 海 域

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 量					該当水域
		水素イオン濃度 (PH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶 存 酸素量 (DO)	大腸菌数	油 分	
A	水産1級浴及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2ppm以下	7.5ppm以上	$\frac{1000\text{MPN}}{100\text{ml}}$ 以下	検出されないこと	別に閣議決定により水域類型ごとに指定する水域。
B	水産2級水の工業用及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3ppm以下	5ppm以上	—	検出されないこと	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8ppm以下	2ppm以上	—	—	

- (注) 1. 水産1級 マダイ、フリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
〃 2級 ポフ、ノノ等の水産生物用
2. 環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(2) 水 域 別

ア 河 川

(ア) 三大河川

千代川 千代川の水質を年平均値でみれば、PH 6.9~7.3、DO 9.0~10.0ppm、BOD 0.6~2.3ppm、SS 3~10ppmである。BODについてみれば、毛谷 0.7ppm、市瀬 1.2ppm、佐貫 0.6ppm、稲常 0.7ppm、源太橋 0.8ppm、行徳 1.3ppmと清浄であるが賀露 2.3ppmと若干汚濁している。

千代川に流入する八東川（岸野 万代寺 米岡）は 0.7~0.9ppm、私都川（下門尾）は 1.9ppm、佐治川（別府）は 0.9ppmと清浄である。

千代川は有富川との合流点から上流は類型AA、下流は類型Aの環境基準が定められており、類型AAの市瀬（BOD年12回測定のうち5回が不適合）、類型Aの賀露（BOD年

12回測定のうち4回が不適合)を除いて類型AA及び類型Aの水域ともにPH、DO、BOD、SSは環境基準を満足している。なお、大腸菌群数については、類型AA、Aの水域ともに環境基準を満足していない。

水質汚濁状況を昭和52年度と昭和53年度のBODで比較すると、千代川は毛谷(0.6→0.7ppm)、市瀬(0.7→1.2ppm)、佐貫(0.8→0.6ppm)、稲常(0.8→0.7ppm)、源太橋(0.8→0.8ppm)、行徳(1.0→1.3ppm)、賀露(1.6→2.3ppm)と昭和52年度より若干悪化している。

支流では、八東川(岸野0.6→0.7ppm、万代寺0.6→0.8ppm、米岡0.7→0.9ppm)で昭和52年度より水質は若干悪化しており、私都川(下門尾1.9→1.9ppm)では、横ばいである。天神川・天神川の水質はPH6.8~7.0、DO9.2~10ppm、BOD0.5~2.0ppm、SS2~8ppmである。BODについてみれば、穴鴨0.7ppm、今泉0.5ppm、大原0.7ppm、小田2.0ppm、田後1.4ppmと清浄である。

天神川に流入する小鴨川(今西・関金 河原町 巖城)は、0.6~0.9ppm、三徳川(片柴横手)は0.7~1.3ppm、加茂川は森で0.7ppmと水質は清浄である。

天神川は小鴨川合流点から上流は類型AA、下流は類型Aの環境基準が定められているが、類型Aの小田(BOD年30回測定のうち20回が不適合)を除いて、類型AA及びAの水域ともにPH、DO、BOD、SSは環境基準を満足している。なお、大腸菌群数については類型AA、Aの水域とも環境基準を満足していない。

水質汚濁状況を昭和52年度と昭和53年度のBODで比較すると、天神川は穴鴨(0.5→0.7ppm)、今泉(0.7→0.5ppm)、大原(0.7→0.7ppm)、田後(1.6→1.4ppm)で水質はほぼ横ばいであるが、下流部の小田(1.7→2.0ppm)で若干悪化している。

支流の小鴨川(今西0.6→0.7ppm、関金0.8→0.7ppm、河原町0.6→0.6ppm、巖城0.8→0.9ppm)はほぼ横ばいである。三徳川(片柴0.6→0.7ppm 横手0.9→1.3ppm)は若干悪化している。

日野川 日野川の水質はPH6.8~7.3、DO9.8~10ppm、BOD0.5~1.1ppm、SS3~8ppmである。BODについてみれば、矢戸0.5ppm、生山0.7ppm、下榎0.6ppm、武庫0.7ppm、溝口0.6ppm、八幡0.7ppm、車尾1.1ppm、皆生0.9ppmと清浄である。日野川に流入する板井原川は高尾0.6ppm、法勝寺川は法勝寺0.7ppm、福市0.9ppmと清浄である。

日野川は日野橋から上流は類型AA、下流は類型Aの環境基準が定められており、測定結果を環境基準と比べてみると、類型AA及びAの水域ともにPH、DO、BOD、SSは環境基準を満足しているといえる。なお、大腸菌群数については類型AA、Aの水域とも環境基準を満足していない。

水質汚濁状況を昭和52年と昭和53年度のBODで比較すると、矢戸(0.6→0.5ppm)生山(

0.7→0.7 ppm)、下榎(0.7→0.6 ppm)、武庫(0.8→0.7 ppm)、溝口(0.7→0.6 ppm)、八幡(0.7→0.7 ppm)、車尾(1.0→1.1 ppm)、皆生(1.0→0.9 ppm)と水質はほぼ横ばいである。

支流の板井原川(高尾0.5→0.6 ppm)はほぼ横ばいであり 法勝寺川(法勝寺0.8→0.7 ppm、福市1.3→0.9 ppm)はよくなっている。

図2 三大河川のBOD測定結果

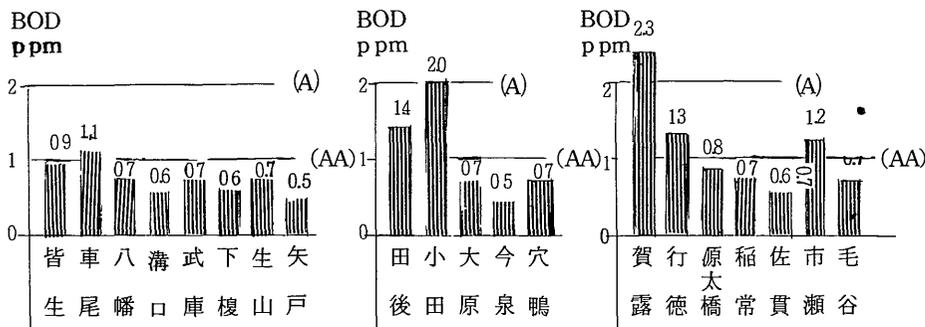
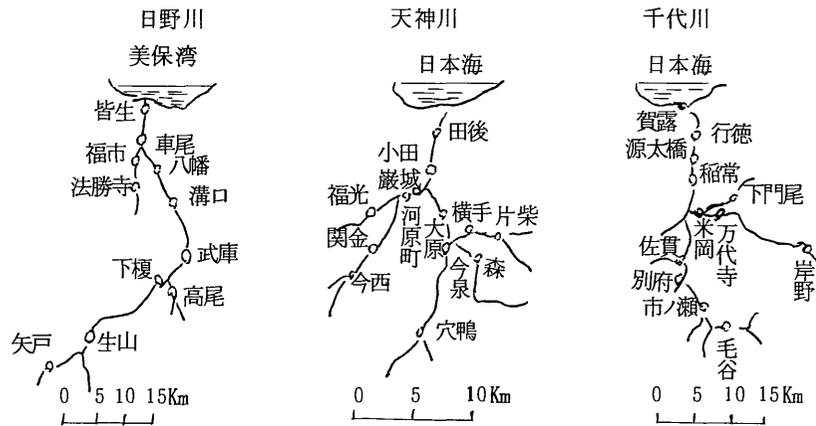


図3 三大河川の水質の経年変化

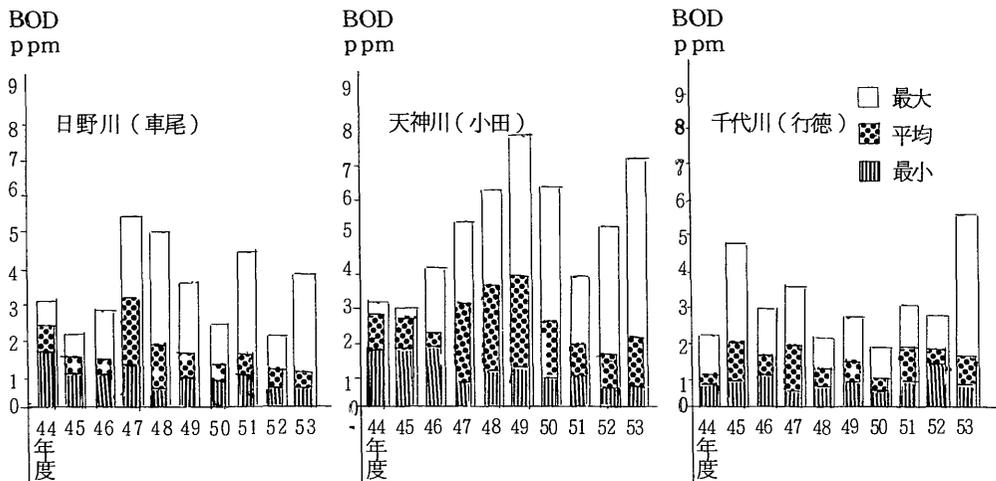


表 4 5 三大河川の水質測定結果

河川名	地点名	調査回数	PH	DO ppm	BOD ppm	SS ppm	大腸菌群数 MPN / 100 ml	
千代川水系	千代川	賀露	12	7.3	9.0	2.3	10	$2.2 \times 10^2 \sim 3.3 \times 10^5$
		行徳	24	6.9	9.8	1.3	7	$1.3 \times 10^2 \sim 8.9 \times 10^4$
		源太	12	7.0	10	0.8	7	$1.3 \times 10^2 \sim 7.9 \times 10^4$
		稲橋	12	7.0	10	0.7	4	$1.1 \times 10^2 \sim 2.3 \times 10^4$
		佐常	12	7.0	10	0.6	5	$9.5 \times 10^2 \sim 1.3 \times 10^4$
		市貫	12	7.1	9.8	1.2	7	$2.3 \times 10^2 \sim 3.5 \times 10^5$
		毛瀬	12	6.9	9.9	0.7	3	$4.9 \times 10^2 \sim 3.3 \times 10^4$
	八東川	米岡	12	7.1	10	0.9	3	$2.3 \times 10^2 \sim 4.9 \times 10^3$
		万代	12	7.1	10	0.8	4	$1.7 \times 10^2 \sim 1.1 \times 10^4$
		岸野	12	6.9	10	0.7	3	$7.9 \times 10^2 \sim 1.3 \times 10^4$
	私都川	下門	12	7.1	10	1.9	5	$1.3 \times 10^2 \sim 3.5 \times 10^4$
	佐治川	別府	12	7.1	9.7	0.9	4	$3.3 \times 10^2 \sim 3.5 \times 10^4$
	天神川水系	天神川	田後	25	6.9	10	1.4	5
小田			30	6.9	9.2	2.0	8	$1.1 \times 10^2 \sim 7.1 \times 10^4$
大原			12	6.9	10	0.7	3	$1.8 \times 10^2 \sim 1.1 \times 10^4$
今泉			12	6.8	9.6	0.5	2	$3.3 \times 10^2 \sim 2.4 \times 10^4$
穴鴨			12	7.0	10	0.7	2	$7.9 \times 10^2 \sim 7.9 \times 10^3$
小鴨川		巖城	12	7.1	10	0.9	5	$3.3 \times 10^2 \sim 1.7 \times 10^4$
		河原町	12	7.0	9.8	0.6	6	$1.3 \times 10^2 \sim 1.1 \times 10^4$
		関金	12	6.9	9.6	0.7	2.2	$7.9 \times 10^2 \sim 9.2 \times 10^4$
		今西	12	7.4	10	0.7	3	$1.7 \times 10^2 \sim 3.3 \times 10^3$
国府川		福光	12	7.0	9.6	0.7	10	$3.3 \times 10^2 \sim 1.7 \times 10^4$
三徳川		横手	12	7.1	9.9	1.3	4	$2.3 \times 10^2 \sim 9.2 \times 10^4$
		片柴	12	7.0	9.9	0.7	4	$4.9 \times 10^2 \sim 4.9 \times 10^4$
加茂川		森	12	6.8	9.7	0.7	1	$1.1 \times 10^2 \sim 1.3 \times 10^4$
日野川水系	日野川	皆生	23	7.0	10	0.9	6	$1.4 \times 10^2 \sim 7.9 \times 10^3$
		車尾	29	7.1	10	1.1	8	$1.1 \times 10^2 \sim 4.1 \times 10^5$
		八幡	12	7.1	10	0.7	4	$2.3 \times 10^2 \sim 1.3 \times 10^4$
		溝口	12	6.8	10	0.6	4	$1.1 \times 10^2 \sim 7.9 \times 10^3$
		武庫	12	7.2	9.8	0.7	6	$1.7 \times 10^2 \sim 1.1 \times 10^4$
		下榎	12	7.1	9.9	0.6	5	$3.3 \times 10^2 \sim 7.9 \times 10^4$
		生山	12	7.3	10	0.7	6	$2.3 \times 10^2 \sim 3.3 \times 10^4$
		矢戸	12	7.2	10	0.5	3	$1.4 \times 10^2 \sim 1.7 \times 10^4$
	法勝寺川	福市	12	6.9	9.2	0.9	1.1	$7.9 \times 10^2 \sim 5.4 \times 10^4$
		法勝寺	12	6.9	9.4	0.7	2.2	$4.9 \times 10^2 \sim 7.9 \times 10^4$
	板井原川	高尾	12	7.2	9.8	0.6	3	$1.7 \times 10^2 \sim 7.9 \times 10^3$

(イ) 都市河川

鳥取市の旧袋川、倉吉市の玉川、米子市の旧加茂川の水質をBODでみれば、旧袋川は年平均4.0～6.8 ppm、最高11 ppm(浜坂) 玉川は年平均0.9～2.9 ppm、最高7.1 ppm(西仲町)、旧加茂川は年平均1.7～4.2 ppm、最高10.0 ppm(土橋)であり、都市河川は旧袋川を除いて著しく汚濁している。

都市河川の水質を昭和52年度と昭和53年度のBODで比べると、旧袋川の水質は昭和52年度の最高値36ppmに比べて、昭和53年度は11ppmとなっており、平均値で見ると、昭和52年度1.6~7.6ppmに対し、昭和53年度4.0~6.8ppmと良くなっている。

玉川の水質は、昭和52年度の最高値24ppmに比べて、昭和53年度は最高値71ppmとなっており、又、平均値では昭和52年度1.1~10ppmに対し、昭和53年度共0.9~2.9ppmと悪化している。

旧加茂川の水質は、昭和52年度の最高値120ppmに比べて昭和53年度は最高置100ppmとなっており、又、平均値も昭和52年度18~34ppmに対し、昭和53年度17~42ppmとほぼ横ばいである。

図4 都市河川のBOD測定結果

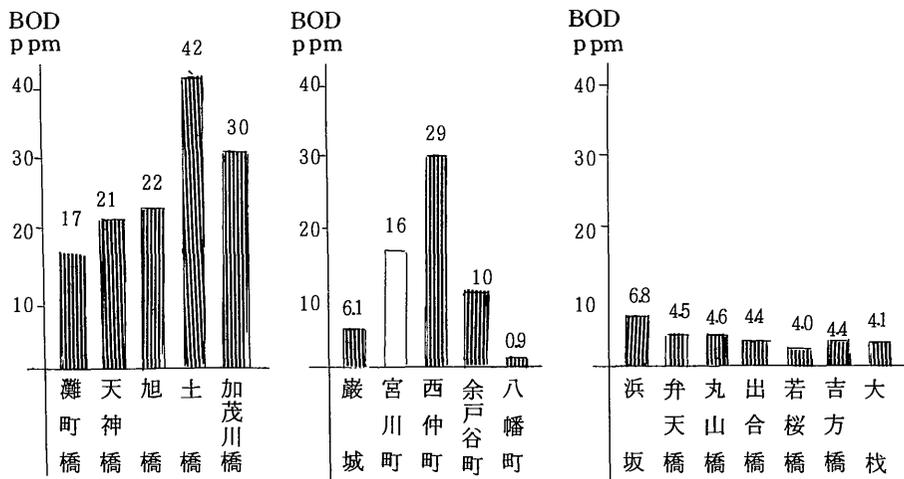
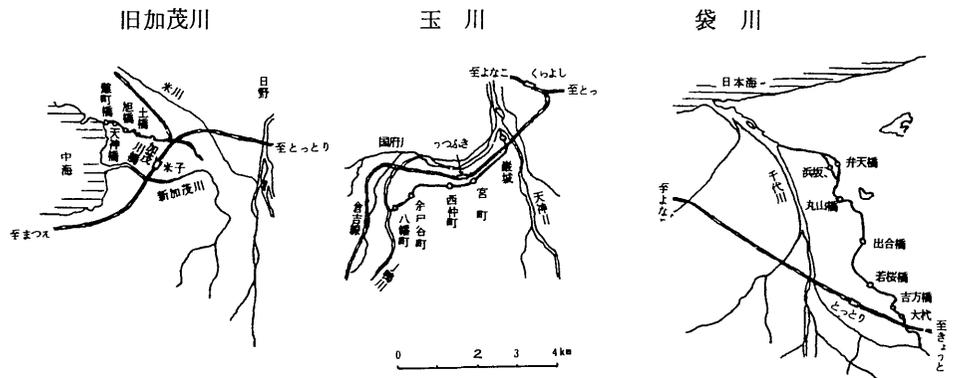


表 4 6 都市河川の水質測定結果

河川名	地点名	調査回数	PH	DO ppm	BOD ppm	SS ppm	大腸菌群数 MPN/100 ml
旧袋川	坂橋	12	7.1	6.3	6.8	19	$1.7 \times 10^2 \sim 2.4 \times 10^5$ 以上
	天橋	12	7.2	6.5	4.5	14	$4.9 \times 10^0 \sim 2.4 \times 10^5$ 以上
	山橋	18	7.0	6.7	4.6	12	$2.3 \times 10^2 \sim 2.4 \times 10^5$ 以上
	合橋	24	7.0	7.6	4.4	20	$4.9 \times 10^3 \sim 2.4 \times 10^5$ 以上
	桜橋	18	7.1	8.0	4.0	16	$1.3 \times 10^2 \sim 2.4 \times 10^5$ 以上
	方橋	12	7.1	8.1	4.4	13	$7.9 \times 10^3 \sim 2.4 \times 10^5$ 以上
	大枝	6	7.3	9.4	4.1	9	$3.1 \times 10^2 \sim 2.4 \times 10^5$ 以上
玉川	城町	12	6.8	7.7	6.1	12	$2.3 \times 10^3 \sim 2.4 \times 10^5$ 以上
	川町	12	6.8	6.1	1.6	17	$1.3 \times 10^5 \sim 2.4 \times 10^5$ 以上
	仲町	12	6.8	7.5	2.9	15	$3.3 \times 10^4 \sim 2.4 \times 10^5$ 以上
	戸谷町	12	6.8	9.5	1.0	9	$3.3 \times 10^4 \sim 2.4 \times 10^5$ 以上
	八幡町	12	6.8	1.1	0.9	2	$7.8 \times 10^2 \sim 2.2 \times 10^4$
旧加茂川	灘町橋	12	6.9	3.9	1.7	15	$1.3 \times 10^5 \sim 2.4 \times 10^5$ 以上
	天神橋	12	6.7	4.2	2.1	2.2	$1.7 \times 10^5 \sim 2.4 \times 10^5$ 以上
	旭橋	12	6.8	4.6	2.2	2.8	$7.9 \times 10^4 \sim 2.4 \times 10^5$ 以上
	土橋	12	6.7	4.8	4.2	4.8	$1.6 \times 10^5 \sim 2.4 \times 10^5$ 以上
	加茂川橋	12	6.7	5.5	3.0	3.2	$4.3 \times 10^0 \sim 2.4 \times 10^5$ 以上

(ウ) 二級河川

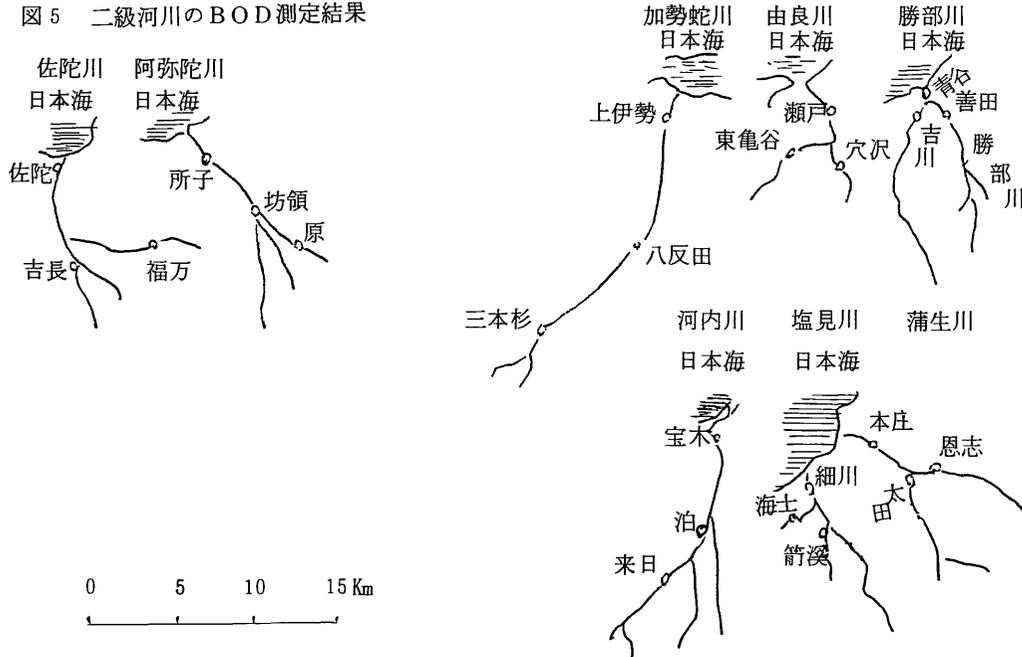
県内の主要二級河川である蒲生川・塩見川・河内川・勝部川・由良川・加勢蛇川 阿弥陀川・佐陀川の各3地点について年4回行った調査結果をBODでみると、蒲生川は本庄1.8ppm、恩志1.7ppm、太田1.3ppmと清浄である。塩見川は細川1.7ppm、箭溪2.0ppm、海士1.6ppmと清浄である。河内川は宝木4.1ppm、宿2.2ppmと若干汚濁し、来日では1.2ppmと清浄である。勝部川は吉川1.5ppmと清浄であるが 善田2.4ppm、青谷2.2ppmと若干汚濁している。由良川は東亀谷1.1ppmと清浄であるが 穴沢2.9ppm、瀬戸3.0ppmと若干汚濁している。加勢蛇川は上伊勢0.6ppm、八反田0.6ppm、三本杉0.6ppm、阿弥陀川は所子1.1ppm、坊領1.2ppm、原1.0ppm、佐陀川は吉長1.2ppm、福万1.5ppm、佐陀1.6ppmといずれも清浄である。

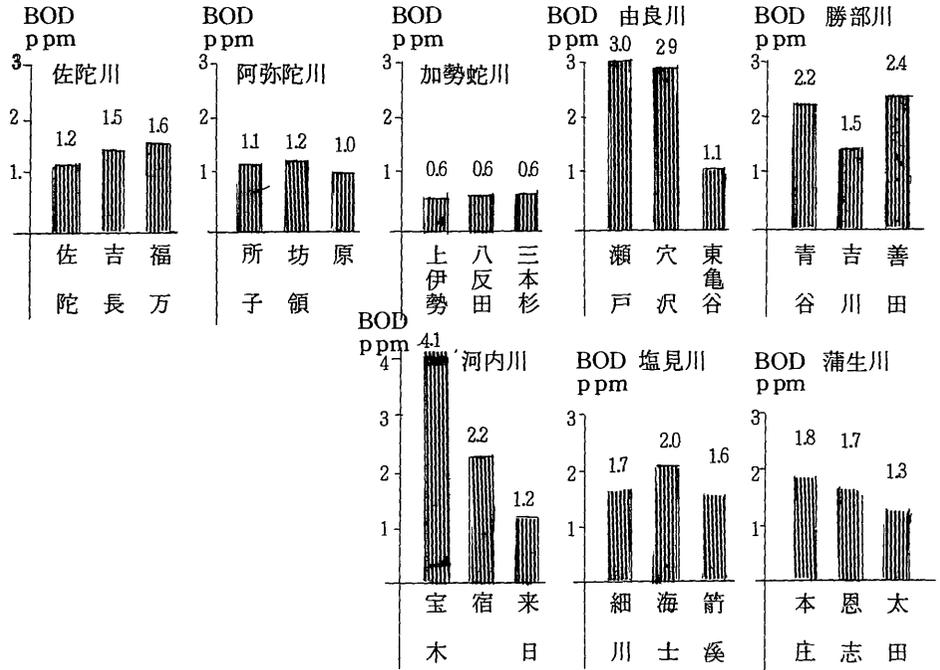
水質汚濁状況を昭和52年度と53年度のBODで比較すると、蒲生川(1.0~1.8ppm→1.3~1.8ppm)、河内川(0.9~2.3ppm→1.2~4.1ppm)、勝部川(1.6~2.3ppm→1.5~2.4ppm)、由良川(1.1~1.8ppm→1.1~3.0ppm)、阿弥陀川(0.6~1.0ppm→1.0~1.2ppm)、佐陀川(0.9~1.1ppm→1.2~1.6ppm)は、いずれも若干悪化しているが、塩見川(1.8~2.3ppm→1.6~2.0ppm) 加勢蛇川(0.6~1.0ppm→0.6ppm)では若干水質は良くなっている。

表 4 7 二級河川の水質測定結果

河川名	地点名		調査回数	PH	DO ppm	BOD ppm	SS ppm	大腸菌群数	
								MPN / 100 ml	
蒲生川	本恩太	庄志田	4	7.2	9.4	1.8	4	$49 \times 10 \sim 3.3 \times 10^3$	
			4	7.2	9.7	1.7	3	$3.3 \times 10^3 \sim 5.4 \times 10^4$	
			4	7.0	9.4	1.3	5	$2.3 \times 10 \sim 4.6 \times 10^3$	
塩見川	細海川	士箭溪	4	7.2	9.5	1.7	9	$1.3 \times 10^3 \sim 1.3 \times 10^4$	
			4	6.9	6.1	2.0	9	$4.9 \times 10^3 \sim 1.7 \times 10^4$	
			4	7.2	9.7	1.6	3	$4.9 \times 10^2 \sim 1.6 \times 10^5$	
河内川	宝宿	木日	4	7.0	9.1	4.1	8	$4.9 \times 10^2 \sim 7.0 \times 10^3$	
			4	7.1	9.9	2.2	2	$1.3 \times 10^3 \sim 9.2 \times 10^3$	
			4	7.1	9.5	1.2	2	$3.3 \times 10 \sim 2.2 \times 10^3$	
勝部川	青善	谷川田	4	7.2	8.0	2.2	11	$1.1 \times 10^3 \sim 5.4 \times 10^4$	
			4	7.1	9.8	1.5	4	$4.9 \times 10^2 \sim 9.2 \times 10^4$	
			4	7.1	8.0	2.4	11	$3.3 \times 10^3 \sim 3.5 \times 10^4$	
由良川	瀬穴東	戸沢谷	4	6.5	6.8	3.0	14	$4.9 \times 10^2 \sim 1.7 \times 10^5$	
			4	6.5	7.1	2.9	20	$3.3 \times 10^3 \sim 1.3 \times 10^5$	
			4	6.7	8.7	1.1	7	$2.3 \times 10^3 \sim 4.9 \times 10^4$	
加勢蛇川	上伊勢	八反本	4	6.8	9.8	0.6	7	$1.8 \times 10^2 \sim 4.9 \times 10^3$	
			4	6.8	9.9	0.6	15	$1.8 \times 10^2 \sim 7.9 \times 10^3$	
			4	6.7	9.8	0.6	5	$< 1.8 \sim 1.1 \times 10^4$	
阿弥陀川	所坊原	子領	4	7.1	1.0	1.1	3	$4.9 \times 10^2 \sim 1.7 \times 10^4$	
			4	7.1	9.8	1.2	5	$7.0 \times 10^2 \sim 2.4 \times 10^3$	
			4	7.1	9.7	1.0	2	$4.5 \times 10 \sim 2.4 \times 10^3$	
佐陀川	佐吉福	陀長万	4	6.9	9.8	1.2	4	$1.1 \times 10^3 \sim 1.1 \times 10^4$	
			4	6.7	9.2	1.5	8	$1.1 \times 10^3 \sim 1.7 \times 10^4$	
			4	7.0	9.7	1.6	12	$2.7 \times 10^2 \sim 1.1 \times 10^4$	

図 5 二級河川のBOD測定結果





イ 湖 沼

(ア) 湖 山 池

湖山池の水質は、4地点の年平均値はPH 7.9~8.2、DO 9.6~11.1 ppm、COD 7.3~9.4 ppm、SS 1.3~1.8 ppmで各地点の水質の差は少なく、池全体が汚濁している。

湖山池は類型Aの環境基準が定められており、測定結果を環境基準と比べてみると、PH、DO、大腸菌群数は環境基準を満足しているが、CODは4地点、年間48検体の全てが環境基準を満足しておらず、CODの年平均値でみれば類型C~Cより悪い。SSは48検体のうち37検体が環境基準を満足しておらず、SSの年平均値でみれば類型B~Cに該当している。

水質汚濁状況を昭和52年度と昭和53年度のCODで比較すると、昭和52年度5.8~6.5 ppmが昭和53年度7.3~9.4 ppmと、水質は悪くなっている。

(イ) 東 郷 池

東郷池の水質は、4地点の年平均値はPH 8.5~8.6、DO 9.5~10.0 ppm、COD 6.3~6.7 ppm、SS 1.1~1.4 ppmで、池全体が汚濁している。

東郷池は類型Aの環境基準が定められており、測定結果を環境基準と比べてみるとDO、大腸菌群数は環境基準を満足しているが、PHは48検体中30検体、CODは48検体の全てが環境基準を満足していない。CODの年平均値でみれば、類型Cに該当している。SSは48検体中41検体が環境基準を満足しておらず、年平均値でみれば類型Bに該当している。

水質汚濁状況を昭和52年度と昭和53年度のCODで比較すると、昭和52年度5.9~6.1 ppmが昭和53年度6.3~6.7 ppmとなっており水質は若干悪くなっている。

(ウ) 多 鯉 池

多鯉池の水質は、3地点の年平均値はPH6.8~7.3 DO7.7~10 ppm、COD4.1~4.3 ppm、SS4~5 ppmで、若干汚濁している。

水質汚濁状況は昭和52年度と昭和53年度のCODで比較すると、昭和52年度3.7~4.0 ppmが昭和53年度4.1~4.3 ppmとなっており、水質は若干悪化している。

(エ) 中 海

中海の水質は、12地点の年平均値で見るとPH8.3~8.4、DO6.9~8.5 ppm、COD(アルカリ法で測定した7地点を除く)3.6~5.4 ppm、SS5~8 ppmで、CODについてみれば、米子湾中央部が最も汚濁しており、年平均値5.4 ppmである。境水道中央部は年平均値3.6 ppmで、測定点の中では汚濁が少ない地点である。

中海は類型Aの環境基準が定められており、PHは173検体中24検体、DOは173検体中71検体が環境基準を満足していない。CODはアルカリ法による測定点を除く5地点、計96検体のうち74検体が環境基準を満足しておらず、CODの年平均値で見れば類型B~Cとなっている。SSは173検体のうち125検体が環境基準を満足しておらず、年平均値で見れば類型A~Cに該当している。大腸菌群数は173検体のうち、34検体が環境基準を満足していない。

水質汚濁状況を昭和52年度と昭和53年度のCODで比較すると、昭和52年度3.5~5.6 ppmが、昭和53年度3.6~5.4 ppmとなっており 水質はほぼ横ばいである。

図6 湖山池の水質測定結果

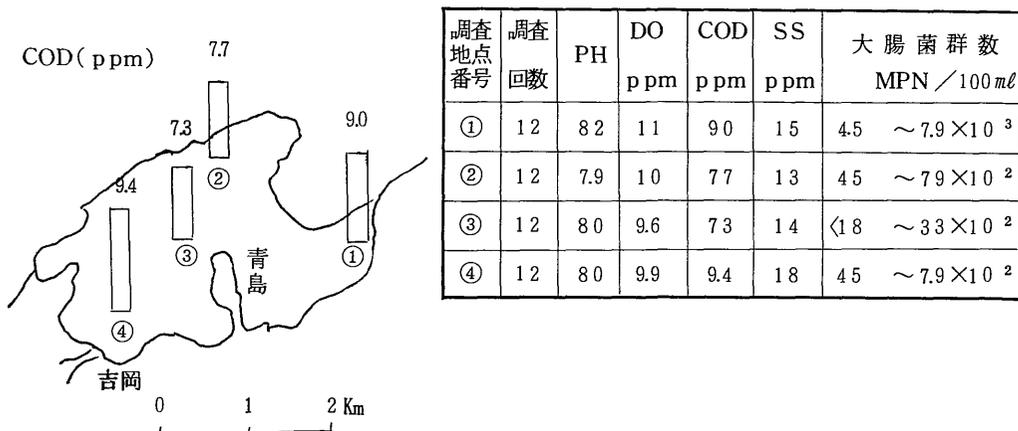
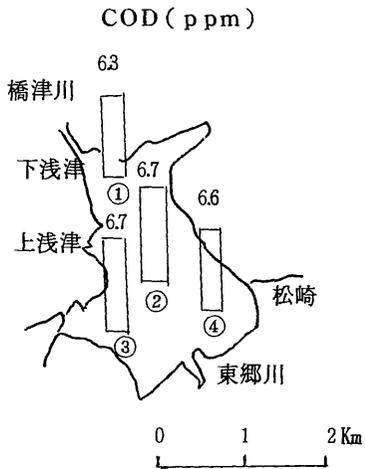
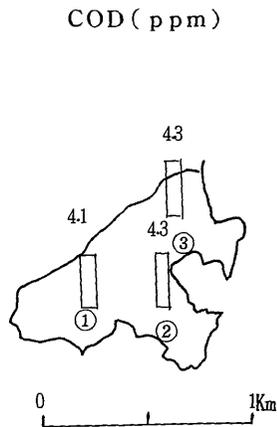


図7 東郷池の水質測定結果



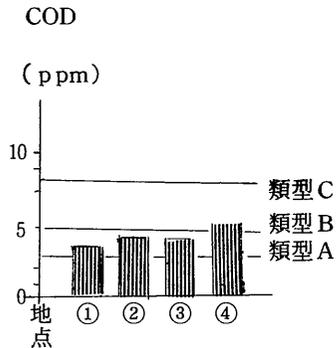
調査地点番号	調査回数	PH	DO ppm	COD ppm	SS ppm	大腸菌群数 MPN/100ml
①	12	8.6	9.9	6.3	11	$1.3 \times 10 \sim 3.3 \times 10^3$
②	12	8.5	9.5	6.7	13	$3.3 \times 10 \sim 2.3 \times 10^3$
③	12	8.5	9.7	6.7	14	9.3 $\sim 3.3 \times 10^3$
④	12	8.6	10	6.6	12	$2.2 \times 10 \sim 1.7 \times 10^3$

図8 多鯰池の水質調査結果



調査地点番号	調査回数	PH	DO ppm	COD ppm	SS ppm	大腸菌群数 MPN/100ml
①	4	6.8	7.7	4.1	4	7.8 $\sim 4.9 \times 10$
②	4	7.3	10	4.3	4	$1.3 \times 10 \sim 3.3 \times 10$
③	4	6.9	8.6	4.3	5	$1.3 \times 10 \sim 1.3 \times 10^2$

図9 中海の水質測定結果



地点番号	調査回数	PH	DO ppm	COD ppm	SS ppm	大腸菌群数 MPN/100 ml	
①	24	8.4	8.1	3.6	7	4.9	~ 2.4 × 10 ³
②	12	8.4	7.7	4.3	5	< 1.8	~ 3.3 × 10 ²
③	24	8.3	6.9	4.1	8	< 1.8	~ 1.6 × 10 ⁵
④	24	8.3	8.5	5.4	10	1.8 × 10	~ 1.7 × 10 ⁴

〈参考〉 表48 諏訪湖、霞ヶ浦及び児島湖の環境基準のあてはめ並びに水質汚濁の状況

水域名	都道府県	類型指定 年月日	指定類型		達成期間	COD測定値					
			湖沼類型	COD		測定箇所	昭和49年	昭和50年	昭和51年	昭和52年	昭和53年
諏訪湖	長野	46. 5. 25	A	3 ppm以下	15年以内	湖心	5.5	6.7	6.8	9.1	11
霞ヶ浦	茨城	47. 11. 6	A	3 ppm以下	5年を超える期間で可及的すみやかに	湖心	6.8	7.2	6.2	7.1	9.0
児島湖	岡山	46. 5. 25	B	5 ppm以下	10年以内	樋門	4.8	1.1	1.0	1.1	1.1
湖山池	鳥取	46. 9. 14	A	3 ppm以下	5年以内	湖心	5.2	6.0	5.7	5.6	7.4
東郷池	鳥取	46. 9. 14	A	3 ppm以下	5年以内	湖心	7.7	5.8	6.5	6.1	6.4
中海	鳥取	47. 10. 31	A	3 ppm以下	5年以内	米子湾中央部	5.3	6.6	7.9	6.1	5.2
中海	鳥取	47. 10. 31	A	3 ppm以下	5年以内	境水道中央部	2.7	3.4	3.8	3.4	3.4

ウ 海 域

(ア) 美 保 湾

美保湾の水質は、8地点の年平均値はPH 8.3、DO 7.7～7.9 ppm、COD 1.5～2.0 ppm、油分不検出であり、CODについてみれば、境水道に近い境港市昭和町境港防波堤燈台の北方0.2 Kmが最も汚濁しており、2.0 ppm、日野川河口付近4地点1.5～1.9 ppm、その他の3地点1.5～1.7 ppmとなっている。

美保湾は境港外港港湾計画水域は類型B、その他の水域は類型Aの環境基準が定められており、類型Bの水域はPH、DO、COD、油分のいずれも環境基準を満足している。

類型Aの水域(7地点)は、PHは8.4検体のうち8検体が環境基準を満足していない。DOは8.4検体のうち2.9検体が満足していない。CODは8.4検体のうち1.5検体が環境基準を満足しておらず、特に境港市昭和町境港防波堤燈台の北方0.2 Km地点は1.2検体のうち7検体、日野川河口付近は4地点4.8検体のうち8検体が環境基準を満足していない。CODの年平均値でみると、類型Aに該当している。大腸菌群数、油分は環境基準を満足している。

水質汚濁状況を昭和52年度と昭和53年度のCODで比較すると、昭和52年度1.8～2.6 ppmが昭和53年度1.5～2.0 ppmと、水質は良くなっている。

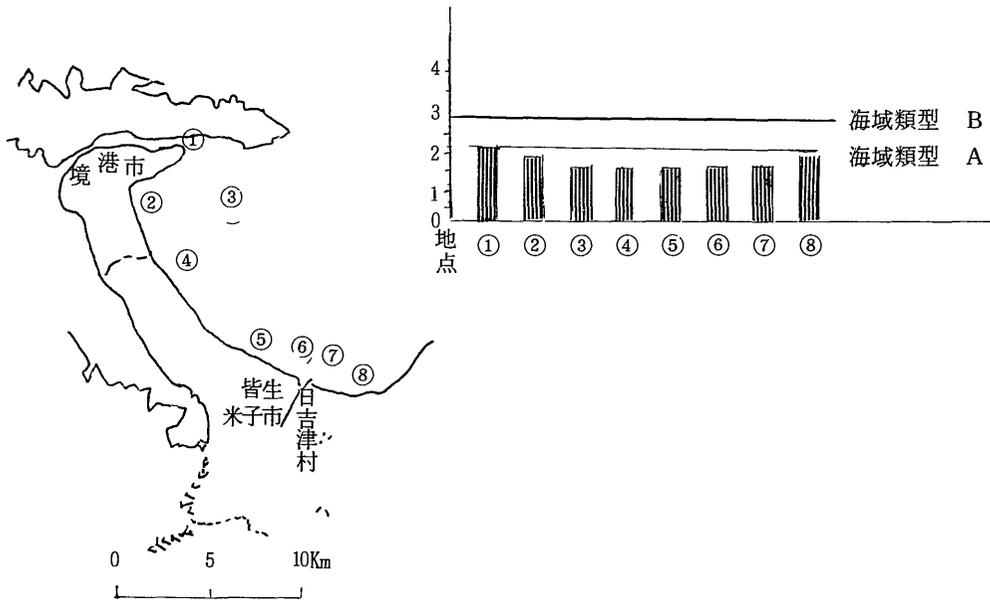
(イ) 日本海沿岸海域

日本海沿岸海域の水質は距岸1 Kmの沖合8地点及び2.2海水浴場で測定を行ったが、距岸1 Kmの8地点ではPH 8.3、DO 6.8～7.1 ppm、COD 0.8～1.2 ppm、油分不検出、2.2海水浴場ではPH 8.2、DO 6.5～7.7 ppm、COD 0.7～1.7 ppm、油分不検出といずれも清浄である。

日本海沿岸海域は、類型Aの環境基準が定められており、距岸1 Kmの8地点では、PH、COD、油分、大腸菌群数は環境基準を満足しているが、DOは2.1検体、全検体が環境基準を満足していない。海水浴場ではPH、COD、大腸菌群数、油分は環境基準を満足しているが、DOは6.3検体のうち3.3検体が環境基準を満足していない。

日本海沿岸海域の水質は昭和52年度に比べて昭和53年度はほぼ横ばい状態である。

図10 美保湾の水質測定結果



調査地点番号	調査回数	PH	DO ppm	COD ppm	大腸菌群数 MPN / 100 ml	油分 ppm
①	12	8.3	7.8	20	$< 1.8 \sim 1.7 \times 10^2$	ND
②	12	8.3	7.7	17	$< 1.8 \sim 3.3 \times 10^2$	ND
③	12	8.3	7.9	1.5	$< 1.8 \sim 3.3 \times 10$	ND
④	12	8.3	7.9	1.5	$< 1.8 \sim 1.1 \times 10$	ND
⑤	12	8.3	7.8	1.5	$< 1.8 \sim 1.4 \times 10^2$	ND
⑥	12	8.3	7.8	1.5	$< 1.8 \sim 1.1 \times 10^3$	ND
⑦	12	8.3	7.9	1.6	$< 1.8 \sim 7.9 \times 10^2$	ND
⑧	12	8.3	7.8	1.9	$< 1.8 \sim 3.3 \times 10^2$	ND

第2節 水質汚濁防止対策

1 環境基準のあてはめ

水質汚濁に係る環境基準は昭和45年4月21日に閣議決定された。この環境基準は、人の健康保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準からなっている。

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域に一律に適用され、かつ、直ちに達成維持するものとされている。

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じて知事があてはめることとされており、県下の公共用水域のうち千代川、天神川、日野川、湖山池、東郷池、中海、美保湾及び日本海沿岸海域について、水質汚濁に係る環境基準の水域類型のあてはめを行いこれを水質保全行政の目標としている。

表49 主要水域の環境基準

水 域 名	告 示 年月日	類 型		環境基準 の 達成期間	基 準 値						
					PH	BOD ppm	COD ppm	SS ppm	DO ppm	大腸菌 群数 MPN/100ml	油 分
千代川上流(有富川との合流点から上流)	46.9.14	河川	AA	直ちに達成する。	6.5～8.5	1以下		25以下	7.5以上	50以下	
天神川上流(小鴨川との合流点から上流)	"	"	AA	"	"	"	"	"	"	"	
日野川上流(日野橋から上流)	"	"	AA	"	"	"	"	"	"	"	
千代川下流(有富川との合流点から下流)	46.9.14	河川	A	直ちに達成する。	6.5～8.5	2以下		25以下	7.5以上	1000以下	
天神川下流(小鴨川との合流点から下流)	"	"	A	"	"	"		"	"	"	
日野川下流(日野橋から下流)	"	"	A	"	"	"		"	"	"	
湖山池全域	46.9.14	湖沼	A	5年以内で可及的すみやかに達成する。	6.5～8.5		3以下	5以下	7.5以上	1000以下	
東郷池全域	"	"	A	"	"		"	"	"	"	
斐伊川水系の中海及び境水道	47.10.31	"	A	"	"		"	"	"	"	
美保湾(十画港湾施設内の海域)	48.3.20	海域	B	直ちに達成する。	7.8～8.3		3以下		5以上	—	検出されないこと。
美保湾(その他の海域)	"	"	A	5年以内で可及的すみやかに達成する。	7.8～8.3		2以下		7.5以上	1000以下	検出されないこと。
鳥取県地先海域(美保湾を除く)	48.3.30	"	A	直ちに達成する。	"		"		"	"	"

2 環境基準達成のための施策

環境基準の類型あてはめを行った水域のうち、特に水質汚濁の進行が見られる湖山池と東郷池、中海、美保湾については可及的すみやかに環境基準を達成するための各種の施策を推進している。

表 5 0 湖山池、東郷池、中海及び美保湾の環境基準達成のための施策

施 策 の 名 称	湖山池	東郷池	中 海	美保湾
公共下水道の整備促進	○	○	○	○
工場・事業場の排水規制強化			○	○
し尿処理施設、家畜の飼養施設の適正な維持管理の強化	○	○	○	○
清掃事業の強化	○	○	○	
湖沼、河川の整備の推進	○	○	○	
浄化用水の導入	○	○	○	
栄養塩類の実態の解明	○	○	○	
合成洗剤の使用合理化指導	○	○	○	
養殖漁業の制限	○	○	○	
底質の対策	○	○	○	
適正な土地利用計画の策定	○	○	○	○
動力船の使用制限	○	○		

3 水質汚濁規制

排水規制については水質汚濁防止法、上乗せ条例及び鳥取県公害防止条例による規制を行っている。水質汚濁防止法による規制は79種類の事業場（特定事業場）を対象とし、1日の平均的な排水の量が50m³以上の特定事業場を、又上乗せ条例による規制は、中海、美保湾水域（米子市、境港市、日吉津村）を適用区域とし、1日の平均的な排水の量が25m³以上の特定事業場を規制対象としている。

水質汚濁防止法による排水基準は、当初一部の事業場に対し、暫定基準が適用されていたが、昭和51年11月1日以降は全て一般基準（BOD又はCOD 平均120ppm、最大160ppm、SS:平均150ppm、最大200ppm等）を適用している。ただし、美保湾海域の汚濁負荷量の約80パーセントをしめるパルプ工場に対しては、昭和52年3月20日からBOD及びCOD 平均90ppm、最大120ppm、SS:平均50ppm、最大60ppmの基準を適用している。

鳥取県公害防止条例による規制は、1日の平均的な排水の量が50m³以上の集団給食施設についてはPH、BOD又はCOD、SS、大腸菌群数を規制項目とし、ドームから更生業、鉄道業、自動車整備業、ガソリンステーション等については油分を規制項目として昭和47年4月1日から規制を行っている。

水質汚濁の発生源である工場、事業場についてみると、水質汚濁防止法で届出が義務づけられた特定事業場は1,959事業場であり、このうち排水水のBOD又はCOD等の項目が規制される特定事業場〔1日の平均的な排水水の量が50m³以上（米子市、境港市、日吉津村においては1日の平均的な排水水の量が25m³以上）〕は264事業場である。

鳥取県公害防止条例では、届出が義務づけられた汚水関係特定事業場は576事業場で、このうち排水基準の適用を受ける汚水関係特定事業場は14事業場である。

昭和53年度の水質汚濁防止法及び鳥取県公害防止条例による工場、事業場の指導状況は、立入検査事業場1,227件、このうち排水調査事業場498件、排水基準に違反していた事業場21件となっている。

これらの違反事業場及び違反のおそれのある事業場に対して、延62件の改善指導を行い 水産食料品製造業1事業場に対して、改善命令の措置をとった。

表51 水質汚濁防止法の排水基準

(1) 有害物質に係る基準

種 類	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1 mg/l
シアン化合物	シアン 1 mg/l
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	1 mg/l
鉛及びその化合物	鉛 1 mg/l
六価クロム化合物	六価クロム 0.5 mg/l
ヒ素及びその化合物	ヒ素 0.5 mg/l
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005 mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと
PCB	0.003 mg/l

(2) 生活環境項目に係る基準

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度（水素指数）〔PH〕	5.8~8.6（海域以外の水域） 5.0~9.0（海域）
生物化学的酸素要求量〔BOD〕 (mg/l)	160(日間平均120)(海域及び湖沼以外の水域)
化学的酸素要求量〔COD〕 (")	160(日間平均120)(海域及び湖沼)
浮遊物質〔SS〕 (")	200(日間平均150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量） (")	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）(")	30
フェノール類含有量 (")	5
銅含有量 (")	3
亜鉛含有量 (")	5
溶解性鉄含有量 (")	10
溶解性マンガン含有量 (")	10
クロム含有量 (")	2
フッ素含有量 (")	15
大腸菌群数（1cm ³ につき 個） (")	日間平均3,000

表 5 2 上乗せ条例の排水基準

(パルプ製造業及び木材化学工業に係るもの)

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度(水素指数)〔PH〕	5.8～8.6(海域以外の水域) 5.0～9.0(海域)
生物学的酸素要求量〔BOD〕 (mg/ℓ)	120(日間平均90)
化学的酸素要求量〔COD〕 (〃)	120(日間平均90)
浮遊物質量〔SS〕 (〃)	60(日間平均50)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) (〃)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) (〃)	30
大腸菌群数(1cm ³ につき 個)	日間平均 3,000

表 5 3 鳥取県公害防止条例の排水基準

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度(水素指数)〔PH〕	5.8～8.6(海域以外の水域) 5.0～9.0(海域)
生物学的酸素要求量〔BOD〕 (mg/ℓ)	160(日間平均120)(海域及び湖沼以外の水域)
化学的酸素要求量〔COD〕 (〃)	160(日間平均120)(海域及び湖沼)
浮遊物質量〔SS〕 (〃)	200(日間平均150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) (〃)	20
大腸菌群数(1cm ³ につき 個)	(日間平均3,000)

表 5 4 水質汚濁防止法の特定事業場一覧表

(昭和54年3月31日現在)

保健所名 特定事業場の区分	鳥 取		郡 家		浜 村		倉 吉		米 子			根 雨		合 計		
	届 出	50 ³ m ³ /日以上	届 出	50 ³ m ³ /日以上	届 出	50 ³ m ³ /日以上	届 出	50 ³ m ³ /日以上	届 出	50 ³ m ³ /日以上	25 ³ 50 ³ m ³ /日未滿	届 出	50 ³ m ³ /日以上	届 出	50 ³ m ³ /日以上	25 ³ 50 ³ m ³ /日未滿
1-2 家畜飼養施設	22	1	28		1		32		14			5		102	1	
2 畜産食料品製造業	5	4	7		2		8	3	8	4	2	1		31	11	2
3 水産食料品製造業	39	2	1		1		16	4	77	18	10			134	24	10
4 野菜果実の保存食料品製造業	1	1	4		1	1	12	1	4			1		23	3	
5 みそ・醤油・ソース食酢等製造業	3		2		6		13		20	1		1		45	1	
8 パン・菓子製造業製あん業	1						6		3	2	1			10	2	1
9 米菓製造業			1				3							4		
10 飲料製造業	3		11		2		17	1	14	1	1	3		50	2	1
11 動物係飼料・有機質肥料製造業									4	3				4	3	
12 動植物油脂製造業			1						3	1		1		5	1	
16 めん類製造業	3		11		1		7		7			1		30		

保健所名 特定事業場の区分	鳥 取		郡 家		浜 村		倉 吉		米 子			根 雨		合 計		
	届 出	50 ³ m ³ / 日 以上	25 ³ 50 ³ m ³ m ³ / 日 以上 未 満	届 出	50 ³ m ³ / 日 以上	届 出	50 ³ m ³ / 日 以上	25 ³ 50 ³ m ³ m ³ / 日 以上 未 満								
17 豆腐・煮豆製造業	15		35		15	1	60		33	2	2	13		171	3	2
19 紡績業・繊維製品 製 造 業					1	1	7	2	5					13	3	
22 木材薬品処理業			1											1		
23 パルプ、紙、紙加工 品 製 造 業	2	2	22	4	33	5		1	1					58	12	
27 無機化学工業製品 製 造 業								1						1		
46 有機化学工業製品 製 造 業							2							2		
54 セメント製品 製 造 業	7		8		2		8	8		1	3			36		1
55 生コンクリート 製 造 業	4		4				6	6				1		21		
59 砕 石 業	2	1	6	2			2					7	5	17	8	
60 砂 利 採 取 業	1	1	1				3	2						5	3	
61 鉄 鋼 業							1	1	2	1	1			3	2	1
64 ガス 供 給 業	2	2							1	1				3	3	
65 酸又はアルカリに よる表面処理施設	5	3					3	2	2		1			10	5	1
66 電気メッキ施設	3	2							1					4	2	
66-2旅 館 業	295	7	50		43	12	200	34	186	30	8	71	1	845	84	8
67 洗 た く 業	26		14		13		43		64	1	1	6		166	1	1
68 写 真 現 像 業	2						2		3		1			7		1
69 と 畜 場							1	1	1	1				2	2	
71 自動式車輛洗浄 施 設	19		2				9		33	2	4	3		66	2	4
71-2試験研究機関等	15	2	3				13	4	14	2	5	3		48	8	5
72 し尿 処 理 施 設	9	9			1		4	4	16	15	1	1	1	31	29	1
73 下 水 道 終 末 処 理 施 設	2	2					1	1	3	3				6	6	
74 特定事業場から排出 される水の処理施設	1								4	4				5	4	
合 計	487	39	212	6	122	20	479	60	538	93	39	121	7	1959	225	39

(注) 中海・美保湾水域(米子市、境港市、日吉津村)は上乘せ条例の制定により排水量 25³m³/日
以上が規制の対象となっている。

表 5 5 鳥取県公害防止条例の汚水関係特定事業場一覧表

(昭和54年3月31日現在)

保健所名 汚水関係 特定事業場の区分	鳥 取		郡 家		浜 村		倉 吉		米 子		根 雨		合 計	
	届 出	50 m ³ /日 以上												
1 集団給食施設	9		9		3		15	5	21	4	4	1	61	10
2 ドラム缶更生業									1				1	
3 車輛洗淨施設	101	1	59		19		173	1	114	2	48		514	4
合 計	110	1	68		22		188	6	136	6	52	1	576	14

表 5 6 工場 事業場の指導状況

(昭和53年度)

区 分	立入検査 事業場 延 件 数	排水調査 事業場 延 件 数	違反事業場 延 件 数	改善指導 延 件 数	改善命令 件 数
水質汚濁防止法の 工場・事業場	1,161	498	19	56	1
鳥取県公害防止条例の 工場・事業場	66	25	2	6	—
合 計	1,227	523	21	62	1

(注) 改善指導延件数は文書で指導を行った件数。